

## ○筑後市個別補助金審査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、筑後市補助金等適正化に向けたガイドラインに基づいて行う個別補助金の見直しに係る審査について必要な事項を定めるものとする。

### (審査)

第2条 審査は、市長が筑後市補助金等検討委員会設置規則第2条に基づき、筑後市補助金等検討委員会に諮問するものとする。

### (審査の方法)

第3条 審査の方法は、別紙1の補助金審査調書及び担当課への質疑応答により行うものとする。

### (審査項目)

第4条 前条の審査に係る審査項目は、次のとおりとする。

#### (1) 事業の公益性

- ① 事業活動の目的・視点・内容などが明記され、社会、経済情勢に合致しているか
- ② 地域や市民のニーズ又は課題を的確に捉えているか
- ③ 特定の者のみに利益をもたらすものでなく、広く市民に開かれているか

#### (2) 事業の効果性

- ① 効果を客観的に示すことができるか
- ② 補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当か
- ③ まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか

#### (3) 団体等の適格性

- ① 団体等の会計処理及び使途が適正であるか、また、繰越金は補助金額の2分の1を超えていないか
- ② 事業活動の内容が団体等の目的と合致しているか
- ③ 経済的自立のための努力が図られているか
- ④ 補助事業者は公平に選定されているか
- ⑤ 市が事務局になっていないか

(4) 補助金の妥当性

- ① 補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っているか
- ② 運営費補助ではないか(ただし、新規団体等に対する場合は除く)
- ③ 補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費は含まれていないか(交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等)
- ④ 補助率は2分の1以内か、また、超える場合にはその必要性が明確か
- ⑤ 零細な補助・負担ではないか(金額10万円未満)

(5) 交付期間

- ① 市単独補助金は、原則として3年以内で見直しを行うこと
- ② 国・県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直すこと  
(審査の種類と判定基準)

第5条 前条の審査項目に対する審査の種類は、次のとおりとする。

(1) 絶対的合規制審査

- ① 「団体等の適格性」・「補助金の妥当性」・「交付期間」のうち重要な6項目の合規制を審査する。
- ② 審査は、それぞれの項目について、各委員が審査票により充足状況を評価する。
- ③ 全審査員が未充足と評価した項目が1項目以上ある場合は、委員長は廃止と判定する。

(2) 相対的合規制審査

- ① 「団体等の適格性」・「補助金の妥当性」・「交付期間」のうち重要な項目以外の6項目の合規制を審査する。
- ② 審査は、それぞれの項目について、各委員が審査票により充足状況を評価する。
- ③ 全審査員が未充足と評価した項目は、委員長は全て充足するように見直しと判定する。

(3) 経済性・効率性・有効性の視点に基づく「選択と集中」「費用対効果」審査

- ① 「事業の公益性」・「事業の効率性」の全項目と、「団体等の適格性」・「補助金の妥当性」・「交付期間」のうち重要な項目以外の項目の合計8項目について経済性・効率性・有効性を審査する。
- ② 審査は、それぞれの項目について、各委員が審査票により、次の5段階で評価し、

3 2点満点で採点を行う。

区分	評点
高く評価できる	4点
ある程度評価できる	3点
普通程度である	2点
あまり評価できない	1点
評価できない	0点

③ 委員長は、審査終了後、速やかに各委員の採点を集計し、平均評点により、次のとおり判定する。

平均評点	判定
16点未満	廃止
16点以上であるが、1点以下の審査項目を含む場合は当該項目の見直しが継続の条件	見直し
上記以外	継続

(審査結果の答申)

第6条 委員長は、審査結果として、前条の判定、平均評点及び事業ごとの意見を取りまとめ、書面により市長に答申するものとする。

(負担金)

第7条 負担金については、上記補助金を負担金とみなして取り扱うこととする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。